

にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他のこれに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

(法第十三条の二第二項の適用)

第二十四条の五 第三条の三第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生月から翌年七月（適用除外事由発生月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月）までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

2 第三条の三第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、五年等満了月の翌月から翌年七月（五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月）までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

3 第三条の三第三項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の八月から翌年七月までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

(添付書類の省略等)

(添付書類の省略等)

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童、受給資格者又は受給資格者の親族について、既にこれらの障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童、受給資格者又は受給資格者の親族の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3～6 略

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童について、既に当該児童の障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3～6 略



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

日 次

[政令]

- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(二二一)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四)

[府令・省令]

- 昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令(法務五)
- 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(経済産業八)
- 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務一)

[告示]

- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一一六)
- 海上保安庁三回(防衛二三一、二七)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛二三一、二七)
- 道路に関する件(関東地方整備局四五)

- 衆議院小選挙区選出議員の選舉における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務五六)
- 衆議院比例代表選出議員の選舉における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件(同五七)
- 会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件(法務五八)
- 土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件(同五九)
- 日本国に帰化を許可する件(同六〇)
- 医療法施行規則に基づく同令第十二条の厚生労働大臣の登録を受けた者の所在地の変更の件(厚生労働二一七)
- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同二八)
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二〇一)

[国会事項]

法務省 海上保安庁 最高裁判所

[官庁報告]

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について  
(厚生労働省)

[公 告]

官庁事項

官庁

南丹区域農用地整備事業における鎌谷中換地区の換地計画、泉州東部区域農用地整備事業における(小川西)・塔原・塔原二・河合)換地区の換地計画、阿蘇小国郷区域特定地域整備事業における尾張換地区的換地計画、公示送達、建設業の許可の取消处分關係

- 道路に関する件(北陸地方整備局一九、二〇)
- 道路に関する件(中部地方整備局七、八)
- 都市計画に関する件(同九)
- 道路に関する件(中国地方整備局九、一〇)
- 道路に関する件(四国地方整備局九)
- 道路に関する件(北陸地方整備局一九、二〇)
- 特別清算、会社更生、再生関係
- 雇用年金基金清算結了、清算人退任
- 特殊法人等
- 会社その他

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、  
特別清算、会社更生、再生関係  
雇用年金基金清算結了、清算人退任  
特殊法人等  
会社その他

本日公布された法令の「あらがい」は、  
次のページに掲載されています。

# 本号で公布された法令のあらまし

◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令  
(政令第一二三号)(厚生労働省)

児童扶養手当の支給開始から五年を経過している者等に対して手当の一部を支給しない措置が適用されることとなることから、当該支給しない額及び当該措置を適用しない事由について定めることとした。(第七条関係)

この政令は、公布の日から施行することとした。

5 年金額の改定の特例  
老齢基礎年金等の受給権者(6の1)の請求をした者(以下「請求者」という。)を除く)が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、保険料の納付が行われた日(以下「公費充当日」という。)の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。

6 繰上げ年金の額の改定の特例  
〔1〕 繰上げ年金の受給権者であつて一時金の支給を受けることができる者は、社会保険庁長官に繰上げ年金の額の特例に係る改定を請求することができる」とした。(第一七条関係)

7 年金額の改定の特例  
老齢基礎年金等の受給権者(6の1)の請求をした者(以下「請求者」という。)を除く)が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、保険料の納付が行われた日(以下「公費充当日」という。)の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。

## 政令

### 令

平成二十年 一月八日  
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第一二三号  
児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

第六条を第十条として、第五条の三を第九条として、第五条の二を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第十三条の二第一項の規定により支給しない手当の額)

第七条 受給資格者(法第十三条の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第七条第一項に規定する支給開始月をいう。)の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から公費充当日の属する月までに当該請求者に対し支給されたとした場合の当該給付の額の総額を控除して得た額を当該繰上げ年金の内払とみなすこととした。(第一八条第三項関係)

8 この政令は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

平成二十年一月八日  
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第一一四号

中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行令

の一部を改正する政令

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行令(昭和三十六年法律第三十号)第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成八年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条の見出しを「昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰國した中国残留邦人等に係る年金額の改定の特例」に改め、同条第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

4 1 (1) 法第一二三条第四項の政令で定める額は、3 の1)の保険料の額に特例納付月数を乗じて得た額とするとした。(第六条第二項関係)

2 保険料の額は、昭和三六年四月一日から一時金の支給を受けることができる者となつた日の前年度に属する三月三一日までの各月の保険料の額で利率を考慮したもののが平均額に相当する額とすることとした。(第六条第一項関係)

3 保険料の額は、昭和三六年四月一日から一時金の支給を受けることができる者となつた日の前年度に属する三月三一日までの各月の保険料の額で利率を考慮したもののが平均額に相当する額とすることとした。(第六条第一項関係)

4 保険料の額は、昭和三六年四月一日から一時金の支給を受けることができる者となつた日の前年度に属する三月三一日までの各月の保険料の額で利率を考慮したもののが平均額に相当する額とすることとした。(第六条第一項関係)

5 〔1〕 6の1)により年金の額が改定された繰上げ年金を支給する場合は、公費充当日(6の1)の属する月までに、請求者は対し繰上げ年金として支給された額の総額から、請求者に係る老齢基礎年金等が六五歳に達した日の属する月の翌月から公費充当日の属する月までに当該請求者に対し支給されたとした場合の当該給付の額の総額を控除して得た額を当該繰上げ年金の内払とみなすこととした。(第一八条第三項関係)

6 この政令は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

7 この政令は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るために活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

この政令は、公布の日から施行する。  
厚生労働大臣 外添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

別表第一中「第一条」を「第一条、第八条」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 外添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行令(昭和三十六年法律第三十号)第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成八年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条の見出しを「昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰國した中国残留邦人等に係る年金額の改定の特例」に改め、同条第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同五)
- 平成二十一年度において使用される小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書の定価を認可した件(文部科学八)
- 特殊な許容応力度及び特殊な材料强度を定める件の「部を改正する省令(国土交通一・十七)

○鐵道省令第六九号  
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十一年四月八日  
接続料規則(平成十一年郵政省令第六十四號)の一項を次のとおり定めること。

接続料規則の一部を改正する省令(郵政省令第六十四號)の一項を次のとおり定めること。

き線管路総延長	153,440	km
き線管路総延長	141,526	km
電線共同溝総延長	894	km

電線共同溝総延長	7,194	km
電線共同溝総延長	6,926	km

監視設備(総合監視)	対投資額比率	0.0016	—
監視設備(加入者交換機)	対投資額比率	0.0705	—
監視設備(中継交換機)	対投資額比率	0.0680	—

監視設備(市外線路)	対投資額比率	0.0370	—
監視設備(総合監視)	対投資額比率	0.0015	—
監視設備(加入者交換機)	対投資額比率	0.0688	—
監視設備(中継交換機)	対投資額比率	0.0664	—

監視設備(市外線路)	対投資額比率	0.0365	—
共用建物	対投資額比率	0.007490	—
共用土地	対投資額比率	0.01623	—
共用土地	対投資額比率	0.007740	—

会社その他 会社法算公示	0.010378	—
-----------------	----------	---

- 接続料規則の一部を改正する省令(総務九)
- 接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同一〇)
- 中国残留邦人等の田舎な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令(同一一)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同三四、三五)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同三六、四一)
- 国債の発行等に關する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同四一、四五)
- 国債の発行等に關する省令第七条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同四五、五〇)

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)

第十五条の一令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」といいう。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して提出することによって行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 繰上げ年金の年金証書の年金コード

2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三第二項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し経由のため提出しなければならない。

第十六条第一項中「第十三第二項」を「第十九第二項」に改める。

第十七条の表中「第七条」を「第十二条」に、「第八条」を「第十三条」に、「第九条」を「第十四条」に改める。

#### 附 則

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中國残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中國残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第三項の一時金の支給の申請を行つた者について、この省令による改正後の中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三第二項の一時金の支給の申請と同時に」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

○ 厚生労働省令第十一号

第三十二条並びに児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第八条第一号及び第三号の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成二十年二月八日  
厚生労働大臣  
舛添要一

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令  
児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)の一部を次のようて改正する。  
(一部文給停止の適用除外に関する届出)

第三条の三 受給資格者(母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。)は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月(以下「五年等満了月」という。)の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする月(以下「適用除外事由発生月」という。)の末日(適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日)までに、児童扶養手当一部文給停止適用除外事由届出書(様式第五号の三)を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他の當該事由が生じてないことを明らかにできる書類に添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類  
イ 就業している場合 届用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していないことを明らかにできる書類(適用除外事由発生月が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部文給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時、口及びハにおいて同じ。)において就業していることを明らかにできる書類に限る。)

□ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類(適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。)を実施する機関又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。)において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に直接したことその他の就業するための活動を行つてることを明らかにできる書類(百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。)において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

八 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしてゐる場合、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つてゐることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしてることを明らかにできる書類に限る。)

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類等

(1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかるらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部文給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかるらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていふこと又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかるらず、児童扶養手当一部文給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかるらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二十一項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中、「から九月三十日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」である。  
 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出につれて、やむを得ない事情により期限までに提出できなかつた場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。  
 第十二条の中、「第三条の二第一項」の下に、「第三条の二」を加える。  
 第二十一条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。  
 手当の支給機関は、法第二十二条の二第一項の規定により手当の一部を支給しなことさせ、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならない。

第二十一条第一項の次に次の二項を加える。

手当の支給機関は、法第二十三条の二第一項の規定による手当の一部を支給しなことさせ、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

二十四条の三中、「職業訓練を受けてる」とその他」を「公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の」に改め、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(令第八条第一号に規定する求職活動等)  
 第十四条の四 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他の就業するための活動とする。

令第八条第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次に掲げるものとする。  
 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学している他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

- 1) 法第二十八条の二第一項又は第二十一項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動を又は前項に掲げる活動を行つこと。
- 2) 令第八条第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由以外。
- 3) 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他の要介護状態に類する事由により就業することができる。

一 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態であることは疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他の要介護状態に類する事由により就業することができる。

二 受給資格者が監護する児童又は親族が障害の状態であること又は疾病、負傷若しくは要介護状態に必要があり就業する」とが困難である。(法第二十三条の二第一項の適用)

第二十四条の五 第三条の二第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合に、適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、当該年の七月までの期間、法第二十三条の二第一項の規定を適用しない。

第三条の二第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、五年等満了月の翌月から翌年七月(五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合は、当該年の七月)までの期間、法第二十三条の二第一項の規定を適用しない。

第三条の二第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、五年等満了月の翌月から翌年七月(五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合は、当該年の七月)までの期間、法第二十三条の二第一項の規定を適用しない。

既に当該児童を「既に就職の者」と改め、「当該児童」の下に「受給資格者又は受給資格者の親族」を加え、「既に当該児童」を「既に就職の者」と改め、「当該児童」の下に「受給資格者又は受給資格者の親族」を加える。様式第五号の二の次に次の様式を加える。

様式第五号の三(第三条の三関係) (表面)

※※第 号	※市 区 町 村 ※受付年月日
※町 村 第 年 月 日	※町 村 第 年 月 日
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	
※ 姓 名 ふりがな 氏 名	證書番号 第 号
住 所 （ ） 次の1から4までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その実績を明らかにできる書類を添えてください。	

(表面)

上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。 平成 年 月 日 氏名 都道府県知事(福祉事務所長) 殿 市町村長(福祉事務所長)
※※ 通 知 平成 年 月 日 第 号 備 考 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※、※※の欄には記入する必要があります。 ○字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。